



東京都内にて森川徹治撮影

第25期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年9月28日（火曜日）
午前10時（開場 午前9時30分）

場所

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階 経団連ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案：剰余金の処分の件
- 第2号議案：定款の一部変更の件
（場所の定めのない株主総会を
可能とする変更）
- 第3号議案：定款の一部変更の件
（取締役会議長選任方法の変更）
- 第4号議案：取締役5名選任の件
- 第5号議案：監査役1名選任の件
- 第6号議案：中長期業績連動報酬制度変更の件

AVANT

第25期事業報告の「会社役員に関する事項」・「役員報酬制度」・「コンプライアンスとリスクマネジメント」は株主総会参考書類と関連性の高い内容が含まれておりますので、掲載順を組み替えて記載しております。

株式会社アバント 証券コード：3836

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠に有難うございます。ここに、第25期定時株主総会の招集ご通知をお届けします。

当期におきましては新型コロナウイルス感染症の広がりが収まらず、断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されました。

そうした状況においても日本企業は創意工夫を以て経済活動を正常化させる努力を続け、その結果として当社を取り巻く事業環境は緩やかに回復、6期連続の増益を達成することができました。

アバントグループのミッションはデジタル・トランスフォーメーション（DX）を通じて組織内に蓄積された財務・非財務情報を「経営情報」として整え、高度な経営判断を要求されるステークホルダーに貢献する、すなわち「経営情報の大衆化」を実現することです。コロナウイルスで社会・経済環境が大きく変化する今日、財務情報のみならず、環境や社会とのバランスに配慮した持続性のある発展を目指すことが強く求められるようになり、実際にそのための経営改革・ガバナンス改革が始まっています。まさに、お客様が「経営情報の大衆化」を求めようになっています。アバントグループにとって大きなチャンスの到来です。



創造的対話を通じてお客様のニーズを汲み取り、その期待を超える貢献をする。そのような健全な挑戦が適正に評価される組織を創ることを目指し、企業理念「100年企業の創造」を掲げて株式会社ディーバを創業したのが1997年5月。現在は持株会社であるアバント率いる企業グループとして、まもなく創業25周年という大きな節目を迎えます。5年間の中期経営計画「BE GLOBAL」は4年目に入り、世界に通用するソフトウェアカンパニーを目指し、グループ各社が総合力を発揮すべく、ビジネスモデルの変革もシフトアップをする時期と捉えています。

株主の皆様におかれましては、健康にご留意いただき、アバントグループに対しては変わらぬご支援を賜りますよう、お願いいたします。

株式会社アバント
代表取締役社長 グループCEO
森川 徹治

100年企業の創造

会社を社会の公器とみなす日本の経営観を尊重し、
社会のために存在する組織として発展することが創業以来の企業理念です。

ミッション

経営情報の大衆化

情報技術の発展が個人や社会に大きな変化をもたらした様に、企業経営においても、アバントグループが様々なビジネスモデルを通じて情報を経営判断に役立つ形に変え、企業と社会の持続発展に貢献することをミッションとします。

ビジョン

BE GLOBAL

情報の大衆化により、社会の至る処まで国際化は浸透しており、アバントグループも国際的な視点で活動を展開することが必要です。世界水準のSaaS企業をベンチマークとして進化を目指します。

OPEN

VALUE

STRETCH

OPEN、VALUE、STRETCH

環境変化を前向きにとらえ、利害関係者との率直かつ誠実な関係を築くこと、常に新たな価値創造に取り組み最高のお客様の満足を追求する姿勢、そして、お客様に対する貢献を健全な挑戦として変化を楽しむ成長を追求する姿勢を大切にします。

アバントグループの中期経営計画

中期経営計画で目指すもの

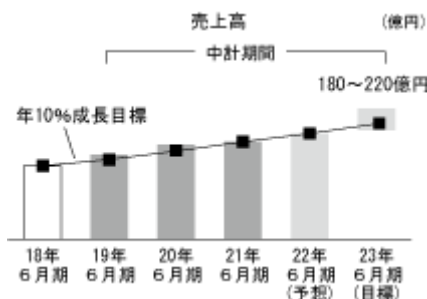
当社グループは2018年9月に「世界に通用するソフトウェア企業となる」ことを目標とする2023年6月期までの5ヶ年の中期経営計画「BE GLOBAL 2023」を策定しました。中期経営計画「BE GLOBAL 2023」では、ビジネスモデルの転換を図るため、売上高・営業利益・ROE・配当といった指標に加え、当社独自のストック売上比率（RSR）、売上高成長率+営業利益率（GPP）という指標を設けています。売上高成長率と営業利益率の合算値（GPP）は、利益を犠牲にして規模拡大を追求するのではなく、企業価値を拡大させるため、利益成長を伴う売上拡大を目指すために設定した指標です。世界的なSaaS企業がこの合算値40ポイント以上であることから、当社グループもそうした企業に比肩する健全性を持つため、この合算値を40ポイント以上にすることを目標に設定しています。

中期経営計画の進捗状況

本計画は、当連結会計年度で3年目の折り返しを迎えました。当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大によるお客様企業におけるIT投資の鈍化や緊急事態宣言による経済活動の停滞などの影響があったことに加えて、大型案件が収束した反動があった一方で、社会の変化は「データに基づいた経営・意思決定」の必要性を喚起しており、当社グループの製品・サービスへのニーズはより高度なものへと変容しながら回復基調にあります。

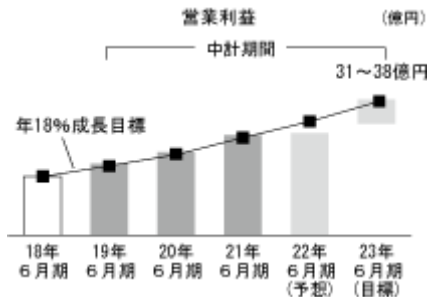
売上高

売上高は2023年6月期に180～220億円に達することを目標としております。これは中計期間中、売上高を平均10%前後で成長させた場合の水準となります。当連結会計年度の売上高は162億円となり、ほぼその線上に位置しています。他方、本計画で重きを置いているストック売上比率は、アウトソーシング事業の成長や連結会計関連事業におけるクラウド売上増加など成長が出始めている部分もあり、ストック売上は前年対比で14.2%増となったものの、ストック売上比率は36.0%と目標である70%に対して課題を残しました。



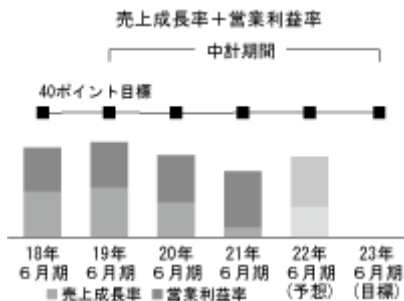
営業利益

当社グループでは、営業利益の成長を重視しており、平均成長率18%を長期的な目標としております。当中期経営計画でもこの平均成長率をベースとして2023年6月期に31～38億円を達成することを目標としております。当連結会計年度の営業利益は28億円となり、コスト削減効果により目標水準をやや上回りましたが、今後は順調な成長を見込んでいます。



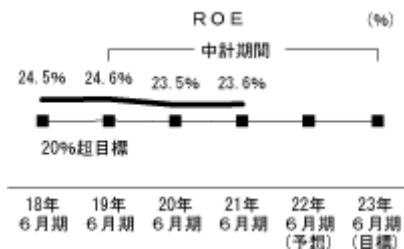
売上高成長率+営業利益率 (GPP)

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大によるお客様企業におけるIT投資の鈍化や昨年の大型案件の反動減があり、売上高成長率は3.5%と微増に留まったものの、内製化比率向上による利益率の改善などがあり、営業利益率は17.2%と前年度より2.7ポイント改善した結果、GPPは20.7ポイントとなりました。これは前年度より5.3ポイントの下落であり、目標値から乖離がある状況は改善されていません。さらなる売上成長の加速または収益性の向上に向けて取り組む必要があるものと認識しております。



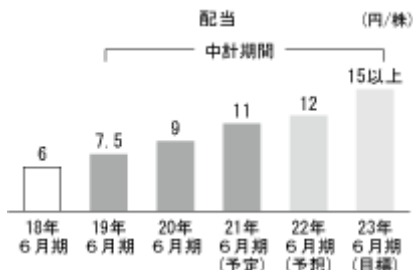
ROE

当連結会計年度のROEは23.6%と中期経営計画の目標である20%を上回る水準を維持し、前年度より0.1ポイント上昇となりました。コロナ禍で事業環境に不透明感が強まるなか、不要不急の費用を抑制するなどの努力を行った結果であり、順調に推移していると認識しております。



配当

当連結会計年度は、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり2円増配の11円を予定しており、6期連続の増配となる見込みです。株主資本配当率は約5.2%と東証上場企業の平均を大きく上回る水準を維持しています。



(注) 2022年6月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用するため、2021年6月期の実績値との単純比較はできません。

2021年9月13日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番2号
株式会社アバン ト
代表取締役社長森 川 徹 治

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述の案内に従って、2021年9月27日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時（午前9時30分開場）
 2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階 経団連ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
- 報告事項
1. 第25期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件（場所の定めのない株主総会を可能とする変更）
- 第3号議案 定款の一部変更の件（取締役会議長選任方法の変更）
- 第4号議案 取締役5名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 中長期業績連動報酬制度変更の件

4. 第25期定時株主総会に関するご連絡

①新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。株主の皆様におきましては、外出時のマスク着用、体調不良を押して外出することを控える等、感染リスクを抑えるための行動をとっていただきますよう、お願い申し上げます。本株主総会の運営に関しましては下記の対応を行っております。

- 議決権の行使は、ご来場の他、書面（郵送）やパソコン・スマートフォンを使ってインターネット等による事前行使も可能です。

7、8頁のご案内をご覧ください。

- 株主の皆様のご質問は、事前にも承っております。

- 株主総会当日の様態について、インターネットを通じて動画ライブ配信を行います。
- 総会終了後、株主総会当日の様態の動画を当社ホームページにてアーカイブ配信を行います。

9頁のご案内をご覧ください。

②総会会場における対応について

総会会場入館時にはサーモカメラによる体温測定と、アルコール除菌スプレーによる手の消毒にご協力をお願いします。37.5度以上の発熱が確認された場合や、体調不良と判断される株主様のご入場をお断りさせていただきます。株主総会会場はソーシャルディスタンスを保ち、ご来場の株主様の安全を図る観点から席数を少なめに設置しております（50席程度）。株主様同士の間隔を確保するため入場者数を制限する場合がございますのでご了承ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.avantcorp.com/>

③インターネットによる開示について

下記の事項については、法令および定款第13条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

<https://www.avantcorp.com/>

会社の株式に関する事項、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、連結注記表、個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.avantcorp.com/>) に掲載させていただきます。

以上



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、郵送にてご返送ください。

行使期限 2021年9月27日（月）午後6時到着分まで



インターネット等による議決権行使

当社指定の議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にて、各議案に対する賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2021年9月27日（月）午後6時受付分まで



スマートフォン・タブレット端末による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、表示されたURLを開き、画面の案内に従って議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2021年9月27日（月）午後6時受付分まで



株主総会当日のご来場による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



書面とインターネット（パソコン、スマートフォン等）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォン等による議決権行使

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



- 2 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://www.web54.net>



- 2 同封の議決権行使書用紙（はがき面）の左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力し、画面の案内に従って議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。



！

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ

インターネット等による議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

株主総会動画ライブ配信のご案内

定時株主総会の模様をインターネットでご視聴される場合は、以下のウェブサイトからアクセスいただきますようお願い申し上げます。

ライブ中継用ウェブサイト：

<https://avantcorp.premium-yutaiclub.jp/>



ご視聴される場合は、以下の項目の入力が必要です。

- 同封の議決権行使書用紙に記載されている株主番号（9桁）
- お届けされているご住所の郵便番号（ハイフンを除く7桁）

アーカイブ配信のご案内

株主総会終了後、当社ウェブサイトにて動画をアーカイブ配信します。

<https://www.avantcorp.com/ir/stocks/meeting.html>

【ご注意】

株主番号と郵便番号を入力するため、開始時間よりも早めにアクセスされることをお勧めします。

ご使用の機器や通信環境によってはご視聴いただけない場合がございます。

ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担になります。

本株主総会のライブ配信の視聴は会社法上の株主総会への出席とは取り扱われませんので、会社法上の質問や動議はできません。会社法上の質問や動議を提出する可能性のある株主様は会場での株主総会へご出席くださいますようお願い申し上げます。議決権行使は書面またはインターネット等により事前に済ませていただきますよう、ご協力お願いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

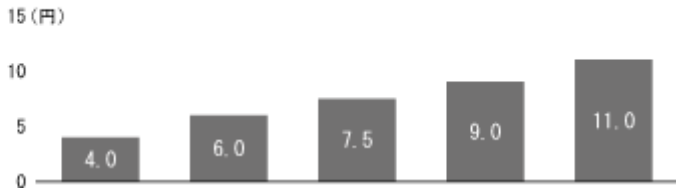
【アバントグループの株主還元方針】

当社は、剰余金の配当を株主還元政策の重要事項として位置付け、純資産配当率(DOE)などの指標に注目し、毎期の業績に大きく左右されることなく、配当金額を安定的に維持・向上していくことを指向しております。

第25期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金11円といたします。
なお、この場合の配当総額は、413,602,772円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月29日といたします。

普通株式1株当たり配当金と純資産配当率の推移



	17年6月期	18年6月期	19年6月期	20年6月期	21年6月期
1株当たり配当金(円)	4.0	6.0	7.5	9.0	11.0
純資産配当率	4.18%	5.20%	5.27%	5.17%	5.18%
(参考) 東証上場企業平均	2.70%	2.86%	2.93%	2.93%	2.87%

(注) 1株当たり配当金は株式分割調整後です。

2021年6月期の東証上場企業平均純資産配当率は2021年5月までの12ヶ月の平均を計算しています。

第2号議案 定款の一部変更の件 (場所の定めのない株主総会を可能とする変更)

1. 変更の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正産競争法」といいます。)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社は遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、国民生活に甚大な影響を与える新型コロナウイルス感染症等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第11条の変更を行うものであります。ただし、株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更の効力は、本株主総会での決議に加え、改正産競争法の定めにより、当社が実施する場所のない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認(以下「本確認」といいます。)を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものといたします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会の場所に関する経過措置)</u></p> <p><u>第11条第2項に基づく株主総会の開催場所の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>

第3号議案 定款の一部変更の件（取締役会議長選任方法の変更）

1. 変更の理由

2021年5月に実施した取締役会の実効性評価アンケートにおいて、複数の取締役から指摘があったことを踏まえ、取締役会議長を取締役会の決議により選出することとし、取締役が執行と監督の立場を明確にして議論を行う理想的なガバナンス体制を構築すべく、現行定款第22条を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（取締役会の招集及び議長）</p> <p>第22条（新設）</p> <p>取締役会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>（取締役会の招集及び議長）</p> <p>第22条 <u>取締役会は、取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役会議長1名を選定する。</u></p> <p><u>2</u> 取締役会は、<u>取締役会議長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役会議長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任 森川 徹治	代表取締役社長	100%（17回/17回）
2	再任 春日 尚義	取締役	100%（17回/17回）
3	再任 福谷 尚久	取締役 社外 独立	100%（17回/17回）
4	再任 ジョルジュ ウジュー	取締役 社外 独立 ダイバーシティ	94%（16回/17回）
5	再任 ジョン ロバートソン	取締役 社外 独立 ダイバーシティ	100%（13回/13回）

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福谷尚久氏、ジョルジュ ウジュー氏、ジョン ロバートソン氏は社外取締役候補者であります。当社は福谷尚久氏、ジョルジュ ウジュー氏、ジョン ロバートソン氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 福谷尚久氏、ジョルジュ ウジュー氏、ジョン ロバートソン氏とは当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。また、本議案が承認可決され福谷尚久氏、ジョルジュ ウジュー氏、ジョン ロバートソン氏が再選された場合、引き続き責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案が承認可決され各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定です。当該保険契約は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員等を被保険者とし、全ての被保険者について保険料は当社が全額負担しております。当該保険により被保険者が職務執行によって保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じる損害賠償金、和解金、示談金、および被保険者が支払うべきとされる争訟費用等の損害を填補することとしておりますが、背信行為、犯罪行為、詐欺行為、故意の違反行為、およびインサイダー取引等に起因する損害賠償請求は、当該契約により填補されません。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

候補者番号 1

もりかわ てっじ
森川 徹治

再任

生年月日 1966年2月23日生 (55歳)
取締役在任年数 24年
取締役会出席状況 100% (17回/17回)
保有する当社の株式数 9,764,000株



【略歴、当社における地位及び担当】

1990年4月 プライスウォーターハウスコンサルタン
ト(株)入社
1997年5月 当社創立 代表取締役社長 (現在に至る)

【重要な兼職の状況】

2013年10月 (株)ディーバ 代表取締役社長
2013年10月 DIVA CORPORATION OF AMERICA CEO
2017年3月 (株)カヤック 社外取締役

【取締役候補者とした理由】

1997年5月の当社創立以来、代表取締役として24年にわたり当社グループの経営を率いてきました。自社開発の連結会計パッケージ・ソフトウェアの販売を通じて財務情報を中心とする様々な経営情報を提供するインフラとして定着させた手腕に加え、M&Aによる事業の多様化、持株会社制への移行でリーダーシップを発揮してきました。現在は持続的成長の鍵となるストックビジネスの拡大に向けた施策を牽引しています。当社グループの更なる発展のため、引き続き選任をお願いするものです。

【株主の皆様へ】

働く人がハッピーになるために「世界に通用するソフトウェアカンパニーをつくる」。そんな思いから始まった事業活動ですが、まだまだ実現可能なレベルには至っていません。この壁を超えるために、強力なガバナンス環境を活かした多様な創造的対話を通して、ステークホルダーの皆様が「初志」を実現できると信じられる段取りと環境の整備に集中いたします。

候補者番号 2

かすが なおよし
春日 尚義

再任

生年月日 1963年5月13日生（58歳）
取締役在任年数 10年
取締役会出席状況 100%（17回／17回）
保有する当社の株式数 6,600株



【略歴、当社における地位及び担当】

1987年4月 ㈱日本長期信用銀行入行
1999年8月 ニューヨーク証券取引所アジア・パシフィック事務所入所
2005年1月 ニューヨーク証券取引所 執行役員
2010年10月 当社入社
2011年2月 当社社長室長
2011年9月 当社取締役財務担当（現在に至る）
2021年3月 Metapraxis Limited 社外取締役（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

2021年3月 Metapraxis Limited 社外取締役

【取締役候補者とした理由】

商業銀行、ニューヨーク証券取引所での経験を経て2010年10月に当社へ入社。2011年9月からは当社取締役財務担当として、また現在はグループCFOとして、その幅広い経験と経営に関する知見から当社の財務面を管掌しています。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き選任をお願いするものです。

【株主の皆様へ】

グループCFOとして、当社グループの成長を期待して株主や投資家等の方々より提供され、これまでの事業活動を通して蓄積されて来た資本を、グループ内の成長事業やグループ外から成長を取り込むための戦略的投資活動へ再配分することを通じて効率的に運用し、中長期的企業価値の向上に努めると共に、その成果を資本の提供者の他、日々の活動を通じて価値創造に貢献する従業員を始めとして様々なステークホルダーへ還元することを目指してまいります。

候補者番号 3

ふくたに なおひさ
福谷 尚久

再任

社外

独立

生年月日 1961年4月17日生（60歳）
取締役在任年数 8年
取締役会出席状況 100%（17回／17回）
保有する当社の株式数 53,100株



【略歴、当社における地位及び担当】

1987年4月 ㈱三井銀行入行
2001年7月 大和証券SMBCシンガポールリミテッド
コーポレートファイナンス・アジア太平洋統括
2005年3月 GCA㈱入社 マネージングディレクター
2013年9月 当社取締役（現在に至る）
2015年7月 プライスウォーターハウスクーパーズ㈱
（現PwCアドバイザリー合同会社）入社
パートナー
2021年7月 同、シニアアドバイザー（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

2021年7月 PwCアドバイザリー合同会社 シニアアドバイザー

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

商業銀行、投資銀行での経験に加え、長年にわたり独立型M&Aアドバイザリーファームの経営や多種多様な企業の経営指導に携わってきた経験を活かし、経営戦略の策定・執行やガバナンスの強化に向けて貴重な助言をいただいております。筆頭独立社外取締役や報酬諮問委員会委員長もお願いしてまいりました。今後も経営の監督及びコーポレートガバナンスの強化に寄与していただけるものと判断しており、引き続き選任をお願いするものです。

【株主の皆様へ】

創業から四半世紀を迎える当社は、企業活動の情報公開をアシストすることによって、ESGを意識したサステナブルな社会の実現にさらに注力していきたいと考えています。様々な外的要因から見通しのつきにくい時代を迎えていますが、社外取締役として経営陣をサポートする羅針盤の役目をしっかりと果たして参ります。

候補者番号 4

ジョルジュ ウジュー

再任

社外

独立

ダイバー
シティ

生年月日 1945年4月20日生（76歳）
取締役在任年数 7年
取締役会出席状況 94%（16回／17回）
保有する当社の株式数 2,000株



【略歴、当社における地位及び担当】

1970年9月 ソシエテジェネラル銀行（ベルギー） 入行
1985年1月 モルガン・スタンレー証券
投資銀行部門マネージングディレクター
1988年10月 ソシエテジェネラルベルギー
グループ財務責任者
1992年9月 キダー・ピーボディ・インターナショナル
社長
1996年9月 ニューヨーク証券取引所
国際部門・リサーチ部門管掌
2003年10月 ガリレオ・グローバル・アドバイザーズ
設立
会長兼CEO（現在に至る）
2014年9月 当社取締役（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

2003年10月 ガリレオ・グローバル・アドバイザーズ
会長兼CEO

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

銀行、証券、投資銀行の経験が長く、経営にも参画された知見を活かして自らコンサルティング会社を立ち上げ、幅広い顧客にアドバイスをされています。ファイナンス及び証券市場に関する豊富な知識と知見から、投資案件の検証等において貴重な助言をいただいております。今後も経営理念の実現に向けた戦略経営の策定・実施において執行を監督していただきたく引き続き選任をお願いするものです。

【株主の皆様へ】

今日の市場環境において、株主価値と社会・環境・ガバナンスの原則を両立させることはどの上場企業にとっても難しい課題となっています。しかし、私はヨーロッパ出身で、米国の株式市場に関わってきた経緯を持つ人間として、これからの道程に期待を膨らませています。日本は国家として、ビジネスや金融の世界の中でも、独自のアイデンティティーを失うことなく、徐々に国際的な原則に開かれながら進化を遂げています。取締役会では多様でありながら有意義な経験を共有するチームとして、会社にとって最善かを議論し、示していく所存です。

候補者番号 5

ジョン ロバートソン

再任

社外

独立

ダイバー
シティ

生年月日 1968年10月29日生 (52歳)
取締役在任年数 1年
取締役会出席状況 100% (13回/13回)
保有する当社の株式数 0株



【略歴、当社における地位及び担当】

1994年1月 M3i Systems, Inc. セールス・マネージャー
1996年7月 SAP America, Inc. セールス・ディレクター
1999年7月 EMC Corporation マネージング・ディレクター
2002年7月 ロイター株式会社 (現トムソン・ロイター株式会社) シニア・ディレクター
2004年1月 EMC Corporation
2007年1月 ヴィエムウェア株式会社
バイスプレジデント カスタマーオペレーション担当
2012年1月 VMware Singapore Pte. Ltd.
バイスプレジデント ASEAN担当部長
2014年12月 ヴィエムウェア株式会社 副社長
2015年3月 ヴィエムウェア株式会社 代表取締役社長
2020年9月 当社取締役 (現在に至る)
2021年3月 スノーフレーク・インク
アジア太平洋・日本地域担当社長 (現在に至る)

【重要な兼職の状況】

2021年3月 スノーフレーク・インク
アジア太平洋・日本地域担当社長

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

日本やアジア太平洋地域で30年、国際色強い組織を率いており、経営力・引率力・コミュニケーション能力に長けております。クラウドネイティブ分野を含め、最新のIT技術に対する深い知識を備え、変化の激しいIT業界において、熱意を持って指導力を発揮されており、当社のビジョンBE GLOBALや中期経営計画におけるクラウド化を通じた企業価値創造の達成においても同様の指導力で貢献されることを期待して引き続き選任をお願いするものです。

【株主の皆様へ】

私がアバントの取締役に就任してまだ1年ですが、アバントグループが顧客満足と成果の両立を重視していることに大きく感銘を受けています。私たちは、ワールドクラスのテクノロジーソリューションとサービスを提供し、お客様のデジタル・トランスフォーメーションへの移行を支援しています。日本でもクラウドの重要性が高まっていますが、今後お客様との信頼を基盤とするパートナーシップを維持・強化し、共に進化していくことで、お客様とのリレーション価値が高まると信じています。私はテクノロジーの専門家として、これらの分野に深く関わり、価値を高め続け、アバントグループの市場での存在感を高めていきたいと思っております。

(注) ジョン ロバートソン氏は2020年9月23日開催の第24期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役小林正憲氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに後藤千恵氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、会社法第343条第2項及び第3項の規定による監査役会の請求により提出するものであり、次の監査役候補者は、監査役会の指名によるものであります。

氏名	当社における地位				
<small>ごとう ちえ</small> 後藤 千恵	— <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>新任</td> <td>社外</td> <td>独立</td> <td>ダイバーシティー</td> </tr> </table>	新任	社外	独立	ダイバーシティー
新任	社外	独立	ダイバーシティー		

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 2 後藤千恵氏は社外監査役候補者であります。当社は後藤千恵氏を当社及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注) 3 本議案が承認可決され後藤千恵氏が監査役に就任される場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- (注) 4 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案が承認可決され後藤千恵氏が監査役に選任され就任した場合、後藤千恵氏についても当該保険契約の被保険者となる予定です。当該保険契約は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員等を被保険者とし、全ての被保険者について保険料は当社が全額負担しております。当該保険により被保険者が職務執行によって保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じる損害賠償金、和解金、示談金、および被保険者が支払うべきとされる争訟費用等の損害を填補することとしておりますが、背信行為、犯罪行為、詐欺行為、故意の違反行為、およびインサイダー取引等に起因する損害賠償請求は、当該契約により填補されません。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

生年月日 1958年11月30日生（62歳）

監査役在任年数 一年

取締役会出席状況 一回

保有する当社の株式数 0株

【略歴、当社における地位】

1984年4月 株式会社ソシエ・ワールド 入社

1988年4月 株式会社東京学生進路資料室 入社

1994年9月 山田&パートナーズ会計事務所 入所

2006年10月 弁護士登録 さくら共同法律事務所 入所
公認会計士登録

2011年1月 さくら共同法律事務所 パートナー
（現在に至る）



【重要な兼職の状況】

2011年1月 さくら共同法律事務所 パートナー

【社外監査役候補者とした理由】

一般事業会社での職務経験に加え、弁護士及び公認会計士の資格を持ち、M&A、税務コンプライアンス、ハラスメント事案を含め、これまで様々な企業に法務・財務会計の専門家の立場で関与されてきました。当社においても法律・会計専門家としての豊富な知見を活かし、社外監査役として経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言を頂けるものと期待しています。

【株主の皆様へ】

株式会社アバントは「100年企業の創造」を企業理念としています。私は、この企業理念を共有し、株主の皆様の負託を受け、コロナ禍など社会的情勢が激変する中でも健全で持続的な成長を実現し社会的信頼に応え得るガバナンス体制を構築する監査役監査を行いたいと思います。また、法律・会計の専門的知見を活かした多角的見地から経営課題についての認識を深め、情報を収集して他の監査役と共有し、多様な視点をもって監査上の課題に取り組みたいと思います。

第6号議案 中長期業績連動報酬制度変更の件

当社の取締役の報酬は、固定報酬（定期同額報酬）と業績連動報酬に分かれております。業績連動報酬は社外役員を除く取締役を対象として、（1）短期業績連動報酬として事業年度毎の業績等に連動する賞与と（2）中長期業績連動報酬として3年間の対象期間における指標の変化に連動する賞与から構成されております。中長期業績連動賞与については、より長期に渡る当社の企業価値の向上を図るインセンティブを取締役に与え、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社普通株式を交付する株式報酬としております。

代表取締役社長の株式報酬については、中期経営計画「BE GLOBAL」の実現に向けた代表取締役の責任をより明確にするため、中期経営計画の重要な定量指標であります「ストック売上比率」を基準として付与制限を設けることを2020年9月23日開催の第24期定時株主総会においてご承認いただいております。役員報酬制度の詳細につきましては、36～40頁の「役員報酬制度」をご覧ください。

当社は役員報酬体系や報酬額の決定プロセスの独立性、客観性、説明責任を強化するため、2021年3月17日開催の取締役会において、任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置することを決議いたしました。

報酬諮問委員会において役員報酬体系を見直す中、代表取締役社長の株式報酬の付与制限としている「ストック売上比率」については進捗を確認するための指標（KPI）ではなく、最終目標の指標（KGI）ではないかとの意見が出され、代替案について議論することとなりました。外部コンサルティング会社の意見も参考に議論を進めた結果、中長期の経営戦略の進捗を測る指標として、株価を形成する重要な要素でもある1株当たり当期純利益（以下、1株利益）がより適切との結論になりました。株式報酬の付与制限としては、当社が中長期経営戦略で営業利益の年率18%成長を掲げていることから、調整後の1株利益の対象期間終了時までの3年間の年率成長率（CAGR）が18%を下回る場合は中長期経営戦略の実現が難しくなることを意味するものであり、株式報酬の付与制限として適当との答申をまとめ、2021年8月18日の取締役会にて報告および決定されました。

本議案は、代表取締役の中長期業績連動報酬としての株式報酬の付与制限を、ストック売上比率から調整後1株利益の3年間の年率成長率に変更することについて承認いただくものです。上記の説明の通り、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、所要の見直しを行う予定です。

調整後1株利益の3年間の年率成長率の計算方法

調整後1株利益 = (親会社株主に帰属する当期純利益 - 特別損益) ÷ 期中平均発行済株式数

$$\text{調整後1株利益の年率成長率} = \left[\frac{\text{調整後当期1株利益}}{\text{4年前の調整後1株利益}} \right]^{\frac{1}{3}} - 1$$

【参考】

中期経営計画における調整後1株利益の計算過程と3年間の年率成長率 (単位) 百万円

	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期
(開示) 親会社株主に帰属する当期純利益	1,062	1,317	1,537	1,888
(開示) 1株利益 (円)	28.28	35.06	40.92	50.24
(開示) 特別損益	20	31	—	0
(開示) 実効税率	30.9%	30.6%	30.6%	30.6%
調整後親会社株主に帰属する当期純利益	1,048	1,295	1,537	1,888
(開示) 期中平均株式数 (株)	37,549,332	37,561,940	37,579,157	37,595,528
調整後1株利益 (円)	27.91	34.48	40.92	50.23
3年間の年率成長率	37.3%	47.1%	21.9%	21.6%

(注) 1株利益、調整後1株利益および期中平均株式数、2016年12月1日付け、2017年11月1日付、および2019年12月1日付で行った普通株式1株につき普通株式2株の割合で行った株式分割が2015年6月期の期首に行われたと仮定し、株式数を調整して計算しています。

以上

会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	森 川 徹 治	報酬諮問委員会委員、 株式会社ディーバ 代表取締役社長 DIVA CORPORATION OF AMERICA CEO 株式会社カヤック 社外取締役
取 締 役	春 日 尚 義	財務担当、Metapraxis Limited 社外取締役
取 締 役	福 谷 尚 久	報酬諮問委員会委員長、 PwCアドバイザリー合同会社 パートナー
取 締 役	ジョルジュ ウジュー	ガリレオ・グローバル・アドバイザーズ 会長兼CEO
取 締 役	ジョン ロバートソン	スノーフレック・インク アジア太平洋・日本地域担当社長
常 勤 監 査 役	野 城 剛	
監 査 役	鈴 木 邦 男	有限会社ケイ・エス・マネジメント 代表取締役
監 査 役	小 林 正 憲	報酬諮問委員会委員、小林法律会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役福谷尚久氏、取締役ジョルジュ ウジュー氏、取締役ジョン ロバートソン氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木邦男氏及び監査役小林正憲氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野城剛氏及び監査役小林正憲氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役福谷尚久氏、取締役ジョルジュ ウジュー氏、取締役ジョン ロバートソン氏、監査役小林正憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 取締役福谷尚久氏、取締役ジョルジュ ウジュー氏は、当社の株主となっておりますが、保有比率は1%未満であり主要株主ではなく、各氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般の株主と利益相反が生じる立場にはないと判断しております。上記その他の取締役及び監査役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員等を被保険者とし、全ての被保険者について保険料は当社が全額負担しております。当該保険により被保険者が職務執行によって保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じる損害賠償金、和解金、示談金、および被保険者が支払うべきとされる争訟費用等の損害を填補することとしておりますが、背信行為、犯罪行為、詐欺行為、故意の違反行為、およびインサイダー取引等に起因する損害賠償請求は、当該契約により填補されません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員としての重要な兼職に関する事項

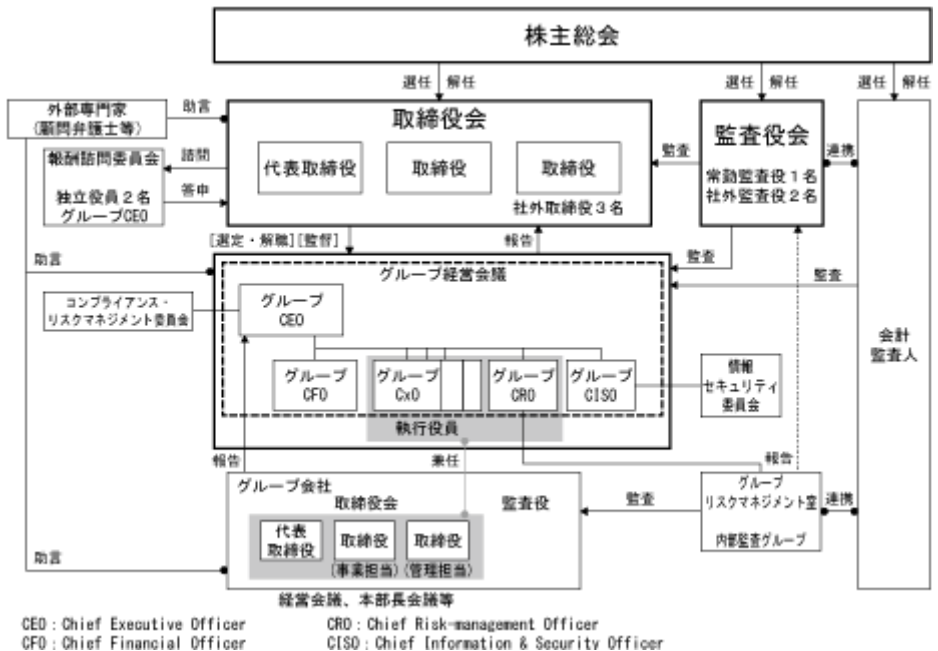
地位	氏名	兼職の内容	兼職する法人等	当社との関係
取締役	福谷尚久	パートナー	PwCアドバイザリー合同会社	当社は、同社と取引その他の関係はありません。
取締役	ジョルジュウジュー	会長兼CEO	ガリレオ・グローバル・アドバイザーズ	当社は、同社と取引その他の関係はありません。
取締役	ジョンロバートソン	アジア太平洋・日本地域担当社長	スノーフレック・インク	同氏がアジア太平洋・日本担当社長を務めるスノーフレック・インクと当社の全額出資子会社である株式会社ジールは、ソリューションパートナー契約を締結しており、スノーフレック・インクが提供する製品について取引関係にありますが、その金額は当社が社外取締役の独立性基準に定める金額の範囲内であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはありません。
監査役	鈴木邦男	代表取締役	有限会社ケイ・エス・マネジメント	当社は、同社と取引その他の関係はありません。
監査役	小林正憲	所長	小林法律会計事務所	当社は、同社と取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	福谷尚久	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席しているほか、筆頭社外取締役として、また企業経営やガバナンスの専門家として、当社の経営の監督及びコーポレートガバナンスの強化に向けて適宜、質問、助言・発言を行っております。また報酬諮問委員会では委員長として、役員報酬制度の決定プロセスの独立性、客観性、説明責任の強化という目的を踏まえ、各委員の意見の集約に尽力いただいております。
取締役	ジョルジュウジュー	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席しているほか、ファイナンス及び証券市場における専門家として、投資案件の検証等において貴重な助言をいただいております。また経営理念の実現に向けた戦略経営の策定・実施において適宜、質問、助言・発言を行っております。
取締役	ジョンロバートソン	2020年9月23日に社外取締役就任後に開催された取締役会13回のすべてに出席しているほか、最新のIT技術に対する深い知識を備え、当社のビジョンBE GLOBALや中期経営計画におけるクラウド化を通じた企業価値創造の達成において適宜、質問、助言・発言を行っております。
監査役	鈴木邦男	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会14回のすべてに出席しているほか、子会社の取締役会にも出席する等して、事業の執行状況について情報産業での豊富な経験に基づき、適宜、質問、助言・発言を行っております。
監査役	小林正憲	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査役会14回のすべてに出席しているほか、事業の執行状況について法律・会計の専門家の立場から適宜、質問、助言・発言を行っております。また報酬諮問委員会では委員として、役員報酬制度の決定プロセスの独立性、客観性、説明責任の強化という目的を踏まえ、法律・会計の専門家の立場から適切な意見を頂いております。

【ご参考】コーポレートガバナンス体制

アバントグループでは、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能を取締役会が持つことにより、経営判断の適切性と迅速な業務執行が可能な経営体制をとっております。また監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。



【ご参考】 役員の選任・解任基準

当社のコーポレートガバナンス基本方針は、取締役の選任・解任基準について、コーポレートガバナンス基本方針にて、以下のように定めております。

1. 取締役は、知識・経験・能力・多様性に十分に考慮しながら、以下の基準を満たす者を候補者としています。
 - ① 当社の経営理念をよく理解し精励している者、
 - ② 会社経営に必要な広範な知識を有すること、
 - ③ 取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な資質を有すること、
 - ④ 取締役相互の牽制・監視機能の強化に資し、取締役会の実効性確保に貢献できること。
2. 当社の社外取締役は、上記に定める基準に加え、当社が定める独立性基準を満たす者とします。
3. 取締役の候補者は、取締役会で審議、決定し指名されます。
4. 全ての取締役はその任期を1年とします。なお、再任は妨げないものとします。
5. 取締役会は、取締役が以下の取締役解任議案付議基準に該当する行為を行ったと認められる場合、取締役解任議案の付議を行うこととします。
 - ① 法令及び定款に違反する行為又はその恐れのある行為があった場合、
 - ② 取締役選任の各要件を欠くことが明らかになった場合、
 - ③ その他、取締役指名要件に合致しないと認められる事由がある場合。

【ご参考】 役員スキルマトリクス

当社の取締役会は企業価値の向上を目的として、経営、法務・コンプライアンス、財務・会計、M&A・ファイナンス、ITビジネス、グローバル、ガバナンス、人事・組織といった多様かつ専門的な知見を有している者及び経営者としての経験・知見を有する候補者の中から、ダイバーシティにも配慮しながら選任しており、本定時株主総会において第4号議案及び第5号議案が原案通り承認された場合、当社の取締役会及び監査役会は、取締役5名（うち社外及び独立役員3名、外国籍2名）と監査役3名（うち社外役員2名・独立役員1名、女性1名）で構成されることとなります。取締役会として人材の多様性や知識・経験・能力のバランスは十分に考慮され、高度な意思決定能力を保つ水準であると考えております。

	取締役					監査役		
	森川 徹治	春日 尚義	福谷 尚久	ジョルジュ ウジュー	ジョン ロバートソン	野城 剛	鈴木 邦男	後藤 千恵
経営	●		●	●	●		●	
法務 コンプライアンス						●		●
財務 会計	●	●	●	●		●	●	●
M&A・ファイナンス		●	●	●				
ITビジネス	●				●		●	
グローバル		●	●	●	●			
ガバナンス	●	●	●	●	●	●	●	●
人事・組織	●		●	●	●	●	●	

【ご参考】取締役会の主な議題

当事業年度におきましては、取締役会は17回開催され、投資戦略やガバナンス強化に向けた議案など計1,413分、平均83分の議論が行われております。主な議題は以下のとおりであります。

決議事項	報告事項
<ul style="list-style-type: none"> ● アバントグループ重要人事及び組織 ● メタプラクシスに対する投資の決定 ● 持分法適用関連会社の社外取締役 ● 新規事業ユニットの設置 ● 報酬諮問委員会の設置 ● コーポレートガバナンス基本方針の改正 ● 役員報酬制度・報酬額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指名・報酬委員会の設置に向けた検討課題報告 ● グループガバナンスと3つのディフェンスラインへの適応 ● 役員報酬制度・報酬額に関する諮問結果報告 ● M&A戦略報告 ● I R戦略・I R活動報告 ● 戦略的投資案件報告 ● コーポレートガバナンス・コード改訂に伴う当社の対応 ● 各事業部門における中計の進捗と22年度予算報告 ● 中期経営計画の進捗と課題報告

【ご参考】独立取締役・独立監査役の独立性基準

社外取締役及び社外監査役は、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ①現在及び過去10年間に於いて当社または当社の子会社もしくは関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、社員、使用人）であった者、
- ②当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者またはその業務執行者、
- ③当社グループを主要取引（注1）先とする、または当社グループが主要取引（注1）先とする者またはその業務執行者、
- ④当社グループに対してコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等による専門的サービスを提供する対価として、役員報酬以外に多額（注2）の金銭その他の財産上の利益を得ている者もしくはその業務執行者、
- ⑤当社グループから年間1,500万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者、
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者、
- ⑦当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者、
- ⑧過去3年間に於いて上記②～⑦に該当する者、
- ⑨上記①～⑧に該当する者の配偶者もしくは二親等以内の親族。

（注1）主要取引とは、年間連結売上高の2%を超える金銭の授受を伴う取引もしくは、連結総資産の2%を超える金銭の融資をいいます。

（注2）多額とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該利益が直近事業年度において年間1,500万円を超えることをいい、専門的サービスを提供する者が法人・組合等の団体の場合は当社グループから受け取った当該利益が直近事業年度において当該団体の年間総収入の2%もしくは金額1,500万円のいずれか高い方を超えることをいいます。

【ご参考】取締役会の実効性評価

当社は、持続的な企業価値向上を実現する事を目的に、取締役会の責務・構成・運営等に対する課題を認識し、継続的な改善に取り組んでいます。取締役会は、毎年各取締役の自己評価等を踏まえ取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しています。

<評価方法>

分析・評価の独立性・客観性を高める観点から第三者機関による評価を2018年6月期、2019年6月期と実施してきましたが、定量評価が中心で課題が明確になりにくいとの取締役会の指摘があり、2020年6月期以降は当社独自のアンケート調査を中心に、適宜第三者機関による取締役・監査役に対するインタビューを行うこととしました。

2020年6月は幅広くフリーコメントを中心としたアンケートを求める方式とし、更に当連結会計年度にはより明確に課題を把握するため、課題の評価と対応策について意見を記述できるようアンケートフォームを作成し、2021年5月に全取締役及び全監査役に対しアンケートを実施しました。

<評価結果の概要>

アンケート回答を総括すると、取締役会の実効性について評価は総じて高く、適切に運用されていると評価されました。一方で、従来課題として認識していた諸点について議論が進んでいない、経営戦略や中期経営計画等広範な問題についてより時間をかけて議論すべきとの指摘もあり、具体的な対応が必要と認識しております。

(1) 取締役会の組織について

取締役会の組織としては、執行と監督の分離について以下のとおり課題が指摘されました。

- ・ 代表取締役社長と議長の立場の明確化、
- ・ 各取締役のダイバーシティ、期待されている役割の明確化が必要。

(2) 取締役会の議題について

昨年度のアンケートで継続議論が必要と指摘された事案（サクセッション・プラン、女性取締役の起用、機関設計）について、その後も議論は進んでいないとの指摘がありました。また中長期の戦略、取締役の選任・解任基準、投資家フィードバックに関しても積極的な議論が必要との指摘がありました。

(3) 取締役会の運営について

以下のとおり評価と問題点が指摘されました。

- ・ 議長が議論のポイントを説明し、取締役会をリードしている点は評価する、
- ・ 報告とそれに対する質疑が多く、ディスカッションの時間が少ない、
- ・ 資料の提出を早めるべき、
- ・ オフサイト等でフリーディスカッションを進めるべき。

<今後の対応>

以上の指摘を踏まえ、2022年6月期については以下の対応を推し進めることを2021年7月21日の取締役会にて報告しております。

(1) 取締役会は、社外取締役が過半数を超えた現状での機関設計や経営戦略等、長期的視野に立った議論をすす場と位置付け、結論を求めないオフサイト等も利用して議論を深める。また決議事項について簡素化できるものは簡素化し、十分な議論の時間を確保する、

(2) 中期経営計画の進捗を定期的に報告し、経営戦略等中長期目線の議論を促す、

(3) 取締役会で代表取締役・社長・議長を決定することとするため、定款及び取締役会規程を改正する

(4) 資料事前配布は取締役会の1週間前を送付期限とし、必要に応じて質疑に応じる機会を設ける、

(5) 取締役会の年間スケジュールを明確化する。

役員報酬制度

1. 役員報酬等の額とその算定方法の決定に関する方針及び決定方法

(1) 報酬体系・報酬額決定プロセス

当社の役員報酬の決定に関する方針及び算定方法、取締役・執行役員報酬体系・報酬額等の基準については、2021年1月29日開催の取締役会により決定されております（その内容の概要は、下記（2）取締役の報酬並びに下記2. 業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の目的、指標の根拠、具体的な計算方法のとおりです。）。

さらに、2021年3月17日開催の取締役会において、決定プロセスの独立性、客観性、説明責任を強化するため、任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置することを決議いたしました。報酬諮問委員会は独立役員2名と代表取締役グループCEOの計3名で構成し、委員長は独立社外取締役から選任します。外部有識者のアドバイスを受けて市場全体あるいは業界全体の水準も勘案する等、客観性の担保に努めております。報酬諮問委員会の審議事項は以下のとおりです。

- (a) 取締役・執行役員報酬等を決定するに当たっての方針、
- (b) 株主総会に付議する取締役・監査役・執行役員報酬等に関する議案の原案、
- (c) 取締役会に付議する取締役・執行役員個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針案、
- (d) 取締役会に付議する取締役・執行役員個人別の報酬等の内容案、
- (e) その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

(2) 取締役の報酬

当社の取締役の報酬は、固定報酬（定期同額報酬）と業績連動報酬に分かれております。

固定報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を支給しております。限度額につきましては、2001年9月27日開催の第5期定時株主総会において、当社の取締役に対する固定報酬の年額は150,000千円以内（同株主総会直後の取締役の数は6名）としてご承認いただいております。

業績連動報酬は社外役員を除く取締役を対象として、(1) 短期業績連動報酬として事業年度毎の業績等に連動する賞与と(2) 中長期業績連動報酬として3年間の対象期間(注)における指標の変化に連動する賞与から構成されております。中長期業績連動賞与については、より長期に渡る当社の企業価値の向上を図るインセンティブを取締役に与え、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社普通株式を交付する株式報酬としております。業績連動報酬は2007年9月26日開催の第11期定時株主総会において導入をご承認いただき、その上限については2014年9月25日開催の第18期定時株主総会において対象取締役1名当たり年額41,250千円以内(同株主総会直後の取締役の数は4名)とご承認いただいております。また、2018年9月19日開催の第22期定時株主総会において、株式報酬としての中長期業績連動報酬の導入をご承認いただき、その報酬の上限は、各対象期間につき100,000千円、当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、取締役1名当たり年間60,000株以内、取締役全員で年間合計100,000株以内(同株主総会直後の取締役の数は4名(うち社外取締役2名))としてご承認いただいております。

なお、社外取締役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、上記固定報酬を支給しております。

(注) 当社の各年の定時株主総会の日の属する月から3年間。当初の対象期間は2018年9月から2021年9月までで、以後、毎年9月からその3年後の9月までが対象期間となります。

(3) 監査役の報酬

監査役の報酬額も固定報酬を支給することとしており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。報酬限度額は、2003年12月開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内(同株主総会直後の監査役の数は2名)と決議されております。

2. 業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の目的、指標の根拠、具体的な計算方法

(1) 短期業績連動報酬

短期業績連動報酬は、当社の中長期経営戦略、中期経営計画、年度業績の中で一貫して重視されている連結営業利益の対前年比増減と連動し、金銭で支給する報酬制度です。役位等に応じて定める基準額に対して、連結営業利益の対前年度からの変動に応じて0%から200%の範囲で設定される短期インセンティブ係数を乗ずることで金額が算出されます。従来は当社の株価も考慮する係数としていましたが、当社株価上昇率は中長期業績連動報酬に反映されていることから、第24期事業年度以降、連結営業利益増加率を係数とすることを2020年9月18日開催の取締役会で決議しております。具体的には以下の計算式により算出されます。

$$\text{短期業績連動報酬} = \text{短期業績報酬基準額} \times \text{短期インセンティブ係数}$$

短期インセンティブ係数

当期連結営業利益を(a)、前期連結営業利益を(b)とした場合、以下の算式で算定された値を係数とする

- ① (a)が(b)以下の場合: 0
- ② (a)が(b)を超えて、かつ(b)×112%未満の場合: $0.5 \times \{1 + ((a) - (b)) \div ((b) \times 112\%)\}$
- ③ (a)が(b)の112%以上の場合: $1 + 0.5 \times ((a) - (b) \times 112\%) \div ((b) \times 6\%)$

※短期インセンティブ係数は2.0を上限とします。

業績指標となる当連結会計年度の当期連結営業利益は2,796百万円で、前期連結営業利益(2,278百万円)からの変動率は123%となりました。これを上記③の算式に当てはめた結果、短期インセンティブ係数は以下の通り1.89となりましたので、短期業績連動報酬として、短期業績報酬基準額の189%を支給いたしました。

短期インセンティブ係数 = $1 + 0.5 \times (\text{当期連結営業利益} : 2,796 \text{百万円} - (\text{前期連結営業利益} : 2,278 \text{百万円} \times 112\%)) \div (\text{前期連結営業利益} : 2,278 \text{百万円} \times 6\%) = 1.89$

(2) 中長期業績連動報酬

より長期に渡る当社の企業価値の向上を図るインセンティブを取締役に与え、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動型株式報酬制度として当社普通株式を支給するパフォーマンス・シェア・ユニット制度です。当社取締役会で決定した株式数（基準交付株式数）に対して、当社の企業価値を示す代表指標である当社株式成長率に応じて決定される株式交付割合を乗じることで決定いたします。当社株式成長率は、対象期間中の当社TSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））を、対象期間中の東証株価指数（TOPIX）の成長率で除して算出いたします。

対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付いたします。



なお、代表取締役社長の株式報酬については、中期経営計画「BE GLOBAL」の実現に向けた代表取締役社長の責任をより明確にするため、以下のように中期経営計画の重要な定量指標であります「ストック売上比率（売上に占める継続的な売上の割合）」を基準として付与制限を設けることを2020年9月23日開催の第24期定時株主総会においてご承認いただいております。

年度	ストック売上比率
2019年6月期	50%以上
2020年6月期	60%以上
2021年6月期	70%以上
2022年6月期	70%以上

当連結会計年度は対象期間の経過前のため、中長期業績連動報酬は支給されておりません。当社株式成長率は9月末の株価で計算するため、当連結会計年度においては対象期間の経過前のため、計算されていません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

取締役の固定報酬、業績連動報酬の割合は、業績目標達成時を目安（短期業績インセンティブ係数100%を基準）として以下のとおりとなっております。

取締役報酬の構成比

	固定報酬	短期業績連動報酬	長期業績連動報酬
取締役	50～55%	15%～20%	30%

当連結会計年度における取締役及び監査役の報酬等の額は下記のとおりです。このうち取締役の個人別の報酬等については、上記（1）及び（2）に記載の算定プロセスについての説明を受けるなどして、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであることを取締役会として確認しております。

取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動賞与	
取締役 (社外取締役除く)	148百万円	84百万円	64百万円	2名
監査役 (社外監査役除く)	11百万円	11百万円	—	1名
社外取締役	36百万円	36百万円	—	3名
社外監査役	11百万円	11百万円	—	2名

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

コンプライアンスとリスクマネジメント

取締役のコンプライアンス体制

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、「AVANT行動基準」を遵守し、「AVANT Value」を実践し、法令・定款及び取締役会規程、その他社内諸規則等に則り、適切に業務を執行します。

・取締役は、業務執行にあたっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、総合的に検討した上で意思決定を行います。

・委員長が指名した当社グループ各社のコンプライアンス・リスクマネジメント（CRM）責任者は、企業倫理・コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について、CRM委員会で審議、検討するとともに、速やかに取締役会へ報告するものとします。

・法令違反その他法令上疑義のある行為等については、顧問弁護士、独立社外監査役及び常勤監査役を窓口とする通報制度を構築し、運用します。

・監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会ほか重要な会議への出席、業務執行の状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査します。

2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社の取締役会は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、取締役の経営上重要な決定及び業務執行の状況について監督します。

・取締役を責任者又は委員とする各種会議体・委員会は、権限の範囲内において、業務執行の審議・決定等を行います。

・経営方針、事業計画に基づく組織編成により、経営の分権化を推進します。

・経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応するため、取締役の任期は1年としています。

3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び取締役会規程・文書管理規程、その他の関連規程に基づき、担当部門が適切に保存及び管理します。

会社の業務の適正を確保するための体制

1) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理とともに、リスクの未然防止を実施します。

・当社は、コンプライアンス、情報資産、その他事業に関する事項についてのリスクを、必要な規程・マニュアル等を整備し、周知すること等により管理します。

なお、コンプライアンスの徹底には、CRM委員会において管理及びその対応の強化

を図ります。

また、情報資産の管理には、情報セキュリティ委員会において管理及びその対応の強化を図ります。

・当社は、業務遂行上の必要に応じ、弁護士・会計監査人・税理士等の専門知識を有する第三者に相談、助言・指導を受けるものとします。

2) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・従業員は、「AVANT行動基準」を遵守し、「AVANT Value」を実践し、法令・定款及び社内諸規則等に則り、業務を行います。

・当社は、従業員のコンプライアンス意識を高め、社会的責任ある行動を推進するため、社内諸規程の整備をすすめるほか、社長の指示による内部監査を実施します。

・従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反若しくは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときには、内部通報窓口へ報告又は相談を行います。

・取締役は、監査役から従業員のコンプライアンス体制、内部通報制度についての意見及び改善の要求があった場合には、CRM委員会において、速やかに対応又は改善を図ります。

3) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社子会社は、当社の経営方針並びに「AVANT行動基準」を遵守し、「AVANT Value」を実践することを共有し、グループの企業価値向上に貢献します。

・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備・改善を支援し、子会社と協力して推進していきます。

・当社子会社は、経営指導・経営管理契約書を締結し、取締役等の職務の執行に関わる重要事項について当社が報告を受ける体制としています。各事業会社の取締役会が重要事項を決定しますが、(ア) オフィス契約を含む投資 (イ) 人事 (ウ) 資本政策を含むファイナンスの3点に関しては当社から承認を得る規程・運用にしています。

・当社子会社は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、当社のグループ総務室が開催状況を確認します。

・当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、当社子会社従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反若しくは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときには、内部通報窓口へ報告又は相談を行います。

・子会社の法令違反その他コンプライアンスに係る問題については、CRM委員会にて支援を実施します。

・当社子会社の業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、予算管理規程に従い、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理と当社への報告により、リスクの未然防止を実施します。

・当社子会社の業務の適正については、グループリスクマネジメント室 内部監査グル

ープにより定期的に内部監査を行い、その結果を当社取締役及び監査役に報告を行うことで必要な管理を行います。

4) 財務報告の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の指揮のもと、財務報告の適法及び適正を確保するための整備、運用体制を構築し、財務報告に係る内部統制について、自己評価と独立の評価を定期的実施するとともに会計監査人による監査を受けます。

5) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、「暴力団等反社会的勢力排除に対する基本方針」において、反社会的勢力の排除並びに反社会的行為の禁止を宣言し、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本的な考え方としています。

なお、当社は、不当要求防止責任者を任命し、平素からの情報収集や取引先のチェックに努めるほか、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等の専門家と緊密に連絡を取り、組織的に速やかに対処することとしています。

監査役監査に関する体制

1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査役職務を補助する従業員を置いておりませんが、取締役会は、監査役の要請に基づいて協議を行い、当該従業員を任命、配置することができることとします。

- ・監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役職務の補助者に任命された従業員の指揮・命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保します。また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取して行います。

2) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会に出席するほか、主要な会議に出席し、業務の状況について報告を受けており、必要に応じて、その他の会議・委員会に出席又は議事録の閲覧が可能な体制となっております。

- ・監査役は、取締役及び従業員に対し、定期又は随時に監査役に事業及び業務の報告を求めることができることとなっております。

3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社の定めるコンプライアンス・リスクマネジメント規程附則コンプライアンス・ホットライン取扱要領に定める通報者の保護規定に従い、不利な扱いを受けない旨を規定・施行しています。

4) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役社長との意思の疎通及び意見交換のための会合を実施することが可能な体制となっております。
- ・ 会計監査人及び内部監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携しながら必要に応じて調査及び報告を求めることが可能な体制となっております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初より内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に調査内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(添付書類)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における連結業績は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	第24期 (2020年6月期)	第25期 (2021年6月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
			増減額	増減率(%)
売上高	15,691	16,236	544	3.5
営業利益	2,278	2,796	517	22.7
経常利益	2,282	2,808	526	23.1
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,537	1,888	351	22.8

前連結会計年度の終盤には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりIT投資を先送りまたは投資額を減少する国内企業が見られ始め、当社グループの受注にも影響が出始めていたことから、特に当連結会計年度の上期の経営成績については慎重な見通しをたてておりました。

当社グループを取り巻く環境も、当初はこの見通しの範囲内で推移しておりましたが、その一方で様々な社会の変化は「データに基づいた経営・意思決定」の必要性を喚起しており、当社グループの製品・サービスへのニーズはより高度なものへと変容しながら、回復基調にあります。

このような状況下、連結会計関連事業については前連結会計年度まで主力であった大型案件収束の影響等もあり、減収となったものの、ビジネス・インテリジェンス事業は増収を実現し、アウトソーシング事業は前連結会計年度比20%を超える事業成長を実現しました。これらの結果、連結売上高は16,236百万円(前連結会計年度比3.5%増)となり、前連結会計年度の売上高を上回ることができました。

中期経営計画において、経営目標のひとつとして掲げているストック売上(例えばソフトウェアの保守料など、継続的に発生する売上)比率の向上については、恒常的に90%前後のストック売上比率を維持しているアウトソーシング事業の成長に加え、連結会計関連事業及びビジネス・インテリジェンス事業で

もクラウド売上の増加などによって比率が向上した結果、36.0%と前連結会計年度より3.4ポイント増加しました。総額としても前連結会計年度比14.2%増となっております。

利益に関しては、内製比率の向上などによるプロジェクトの収益性の向上や新型コロナウイルス感染症の拡大以降推進してきた不要不急の費用節減の効果やワークスタイルの変化に伴う交通費や水道光熱費などの一部費用の抑制によって、営業利益2,796百万円（前連結会計年度比22.7%増）、経常利益2,808百万円（前連結会計年度比23.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,888百万円（前連結会計年度比22.8%増）といずれも前連結会計年度よりも増加しております。

各報告セグメントの状況は以下のとおりです。

① 売上高

（単位：百万円）

	第24期 (2020年6月期)	第25期 (2021年6月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
			増減額	増減率(%)
連結会計関連事業	8,485	8,160	△324	△3.8
ビジネス・ インテリジェンス事業	5,767	6,250	482	8.4
アウトソーシング 事業	2,062	2,479	417	20.2
セグメント間 取引消去	△624	△654	△30	—
連結売上高	15,691	16,236	544	3.5

② 営業利益

（単位：百万円）

	第24期 (2020年6月期)	第25期 (2021年6月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
			増減額	増減率(%)
連結会計関連事業	1,616	1,935	318	19.7
ビジネス・ インテリジェンス事業	692	811	119	17.2
アウトソーシング 事業	364	523	159	43.7
全社費用及び当社と セグメントとの取引消去等	△394	△473	△79	—
連結営業利益	2,278	2,796	517	22.7

連結会計関連事業については、特に当連結会計年度の上期において、新型コロナウイルス感染症の拡大によるお客様のIT投資の鈍化や緊急事態宣言による経済活動の停滞などの影響があったことに加え、大型案件が収束した反動もあり、8,160百万円（前連結会計年度比3.8%減）と前連結会計年度から減少しております。一方で、内製比率の向上などによってプロジェクトの収益性向上に努めるとともに、不要不急のコスト削減を推進した結果、営業利益は1,935百万円（前連結会計年度比19.7%増）と増加し、営業利益率も前連結会計年度比4.7ポイント改善しております。また、クラウド売上や保守サポートのオプションなどの増加により、ストック売上比率が前連結会計年度よりも顕著に向上しております。

ビジネス・インテリジェンス事業については、国内企業の経営のデジタル・トランスフォーメーション推進に特に貢献できる事業であるため、中期的なニーズは高まっていくものと捉えております。すでに当連結会計年度についてもその傾向が見られており、売上高は6,250百万円（前連結会計年度比8.4%増）と前連結会計年度を上回ることができました。営業利益についても、増収の影響およびコロナ禍によるワークスタイルの変化による交通費などの減少により、前連結会計年度に開設したオフィス関連費用などの固定的費用の負担をこなしながらも811百万円（前連結会計年度比17.2%増）と増益を実現できました。

アウトソーシング事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響による不透明性から、最終的な意思決定にあたって従来以上に慎重な傾向が見られるなど、市場の状況は必ずしも楽観視できる状況にはありませんが、創意工夫をもって営業・提案活動を推進した結果、売上高2,479百万円（前連結会計年度比20.2%増）、営業利益523百万円（前連結会計年度比43.7%増）と2桁の増収増益を実現しました。

なお、連結従業員数は当連結会計年度末で1,107名となり、前連結会計年度末から52名増加しております。

当連結会計年度の受注及び販売の状況は、次のとおりであります。
 受注及び販売の状況 (単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)		
	販売実績	受注高	受注残高
連結会計関連事業	8,160	8,510	2,349
ビジネス・インテリジェンス事業	6,250	6,639	1,244
アウトソーシング事業	2,479	2,987	1,457
セグメント間取引消去	△654	△735	△290
合計	16,236	17,401	4,761

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額 543百万円 (ソフトウェアを含む)
 主要な設備投資の内容は、事務所設備及び自社利用ソフトウェアの購入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2018年6月期)	第23期 (2019年6月期)	第24期 (2020年6月期)	第25期 (2021年6月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	12,110	14,077	15,691	16,236
経常利益(百万円)	1,632	1,972	2,282	2,808
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,062	1,317	1,537	1,888
1株当たり当期純利益 (円)	28.28	35.06	40.92	50.24
総資産(百万円)	8,814	10,415	11,780	13,956
純資産(百万円)	4,792	5,898	7,194	8,787
1株当たり純資産額 (円)	127.63	157.00	191.42	233.70

(注) 1. 2017年11月1日付け及び2019年12月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第23期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2018年6月期)	第23期 (2019年6月期)	第24期 (2020年6月期)	第25期 (2021年6月期) (当事業年度)
営業収益(百万円)	1,751	1,851	2,355	2,661
経常利益(百万円)	679	729	1,145	1,348
当期純利益(百万円)	642	771	1,252	1,464
1株当たり当期純利益 (円)	17.11	20.55	33.32	38.95
総資産(百万円)	6,029	6,769	6,994	8,899
純資産(百万円)	3,480	4,044	5,054	6,219
1株当たり純資産額 (円)	92.69	107.65	134.49	165.41

(注) 1. 2017年11月1日付け及び2019年12月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第23期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ディーバ	100百万円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売 導入支援、保守 その他関連事業
株式会社インターネット ディスクロージャー	39百万円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売 情報処理・提供サービス
株式会社ジール	100百万円	100.0%	情報システムの設計 ソフトウェアの開発・販売 その他関連事業
株式会社フィエルテ	100百万円	100.0%	アウトソーシング関連事業
DIVA CORPORATION OF AMERICA	1,100,000USD	100.0%	ITプロダクト・サービスの調査

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Metapraxis Limited	143,000 GBP	19.79%	ソフトウェアの開発・販売

(注) 1. 当期より、Metapraxis Limitedは、株式を取得したため、新たに持分法適用の範囲に含めております。

2. 持分法適用会社は上記の重要な関連会社1社であります。

(6) 対処すべき課題

当社グループは2018年9月に「世界に通用するソフトウェア企業となる」ことを目標とする2023年6月期までの5ヶ年の新中期経営計画「BE GLOBAL 2023」を公表し、その実現に向けて事業活動に取り組んでおります。中でも、ソフトウェアの保守料等、継続的に発生する売上である「ストック売上」の売上高全体に占める割合（ストック売上比率）を計画公表時の30%強から70%にまで引き上げるという目標は、当社グループにとって非常に大きなチャレンジであり、全社員が一丸となって前向きに取り組んでおります。また、収益性の向上と規模の拡大の両面を、バランスをとりながら推進すべく「売上成長率＋営業利益率」を新たに指標として取り入れ、この値を全世界的に見ても上位水準である40ポイント以上とすることを目標としております。

これらの中期経営計画の実現にあたって、当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

1. お客様数のさらなる拡大

当社グループの製品は、販売実績が1,100社を突破するなど、我が国を代表する多数の企業に採用されており、日本の連結決算・グループ経営を支えるインフラの一つとなりつつありますが、当社グループの社会への貢献度と企業価値を向上させるためには、まだ十分な水準に達していません。当面、2,000社以上のお客様に採用されることを目指して、持続的に高品質・高付加価値な製品・サービスを提供できるよう取り組んでおります。

2. 既存のお客様およびそのグループ会社への貢献価値の拡大

当社グループの最大の財産のひとつは日本を代表する優れた企業群であるお客様です。またグループ経営に関連する製品・サービスを提供していることから、その先には何十倍もの数のグループ会社がユーザーとして当社グループの製品を利用されています。これらのお客様及びそのグループ会社に対するさらなる付加価値として、当社グループ各社の多様なサービス、及びこれらのサービスを通じて蓄積されたナレッジをもとに開発したクラウドベースの商品の提供を通じて、10,000社以上のグループ会社に貢献することを目指してまいります。

また、当社としては当社グループの各社がシナジーを最大限発現できるような環境の整備に取り組んでまいります。

3. 工数ベースの売上から付加価値ベースの売上への転換

当社グループでは現在の規模まで企業グループの規模を拡大する過程の中で、工数×単価でお客様へ請求を行う工数ベースの売上の割合を高めてまいりました。今後、売上規模を拡大しながら収益性・生産性を高めるこ

とにより、さらなる企業価値を向上していくためには、工数ベースの売上中心のビジネスから、売上の増加のために必ずしも人員の増加を必要としない付加価値ベースの売上中心のビジネスへとシフトしていく必要があると認識しております。

ストック売上比率70%は、このビジネスモデルの転換なくしては実現が困難な割合であり、この目標を重要な指標として掲げることにより、グループ丸となってビジネスモデルの転換に向けて取り組んでおります。

4. 従業員の働きがいの向上

当社グループのもうひとつの大きな財産は高度な技術・専門性とチャレンジ精神を持った優れた従業員です。当社グループでは「良質な雇用を増やす」ことを経営の重要な役割として捉えており、毎期従業員数を通増させつつも、従業員の生活・人生を豊かにし、業務においては成果の創出に集中できるような働きがいのある環境づくりに取り組んでおります。当社グループでは、働きがいのある環境づくりに向けて「Great Place to Work[®] (GPTW)」を使った従業員へのアンケート調査を行い、働きがいやエンゲージメントを可視化して改善アクションを実施しており、このGPTWスコアをグループ各社70ポイントにすることを目指して取り組んでおります。また、性別や国籍にとらわれない多様な人材の採用・幹部社員への登用についても取り組み始めております。

5. 外部成長の取り組み

中期経営計画の実現にあたっては、既存事業の持続的発展がそのベースとなるものの、それだけでは実現が困難なこともあり得ます。企業買収・資本提携などについても、これらが必要かつ有効と判断される局面においては、現代の企業活動にとって重要な要素のひとつとして捉え、慎重に準備しつつも前向きに実施してまいります。

外部成長の取り組みにあたっては、当社グループの目指す方向性に合致する企業であることに加え、資本コストを意識すると共に、取り組みの結果をもってしてもROE（自己資本利益率）20%以上を維持することができる見込みであることを基準とすることにより、安易な外部成長の取り組みにより、かえって企業価値を損なう可能性を低減いたします。

6. コンプライアンス

当社グループでは創業以来、コンプライアンスを企業統治の基本原則として重視してまいりました。一方で、昨今のコンプライアンスに対する社会的要請は一層高まっており、違反があった場合の社会的信頼の失墜は従来よりもさらに大きく、また、信頼回復に要する期間も長くなっていると捉えて

おります。労働法規を中心とした各種関連法規はもちろん、企業倫理にも反することがないよう、従来以上に徹底しながら事業活動を推進しております。

7. サステナビリティ

グループ経営理念「100年企業の創造」とは、企業を社会の公器と見做し、社会のために存在する組織として持続的に発展することです。当社グループはお客様が経営情報を未来の創造に役立てることにおいて価値を提供することを使命とし、社会に貢献することをミッションとしていますが、その実現の過程では様々なステークホルダーと関わることになるため、グループの一人一人が経済活動・環境保全・社会的公正のバランスを保つことに十分配慮して行動しなければ、持続的発展にはつながりません。このため、当社グループは2020年7月22日、グループ人権方針・グループ環境方針を定め、同年8月25日に国連グローバル・コンパクトに署名し、「人権」、「労働」、「環境」、「腐敗防止」の4分野における本質的な価値観を容認し、支持し、実行に移すことを宣言しました。2021年7月1日には、当社グループが年間で使用するすべての電力を「グリーン電力化」し、温室効果ガス排出量をゼロとするなど、持続可能な社会の実現に向けて第一歩を踏み出すこととしました。その他にこれまでに当社グループは自治体や業界団体が主催するスポーツイベントや文化活動の支援活動をわずかながらですが行ってまいりました。他方、グループメンバーが1,000名を超えた現在、グループ全体で理念体系を共有し上記1～5の課題を解決するためにはお客様のニーズの変化を汲み取り、ソリューションを提案する高度な人財が必要です。そのような人財の確保・育成に向け最適な研修・報酬制度の確立を目指しています。

(7) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

セグメント区分	事業内容
連結会計関連事業	DivaSystem（連結経営及び連結会計システム）の開発・販売・導入支援・保守 IFRS対応や経営管理の高度化、予算管理・管理会計などに係るコンサルティング・サービス 開示書類の情報検索サービス
ビジネス・インテリジェンス事業	BI（ビジネス・インテリジェンス）と呼ばれる情報活用のためのシステムインテグレーション・サービス
アウトソーシング事業	連結決算及び連結納税などの業務アウトソーシング・サービス

(8) 主要な営業所 (2021年6月30日現在)

① 当社の主な事業所

東京本社 東京都港区港南二丁目15番2号

② 重要な子会社の主な事業所

株式会社ディーバ (本社) 東京都港区
大阪オフィス 大阪府大阪市
名古屋オフィス 愛知県名古屋市
港南オフィス 東京都港区

株式会社インターネットディスクロージャー 東京都中央区

株式会社ジール (本社) 東京都品川区
大阪オフィス 大阪府大阪市
不動前オフィス 東京都品川区

株式会社フィエルテ 東京都新宿区

- (注) 1. 2020年11月15日付で、株式会社ディーバの大森オフィスを廃止いたしました。
2. 2021年6月30日付で、株式会社ジールの五反田オフィスを廃止いたしました。
3. 2021年5月10日付で、株式会社インターネットディスクロージャーの本社を移転しました。

(9) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,107名	52名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数について記載しております。
2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員40名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	9名増	43.2歳	3.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数について記載しております。
2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員2名）は含んでおりません。

(10) **主要な借入先の状況**（2021年6月30日現在）

金融機関からの借入はありません。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と貸出コミットメント契約（融資限度額3,500百万円）を締結しております。

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役の氏名等**

24頁に記載のとおりです。

(2) **責任限定契約の内容の概要**

24頁に記載のとおりです。

(3) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

24頁に記載のとおりです。

(4) **社外役員に関する事項**

25頁に記載のとおりです。

役員報酬制度

32頁から36頁に記載のとおりです。

会社の体制及び方針（コンプライアンスとリスクマネジメント）

37頁から40頁までに記載のとおりです。

（注） 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,047,830	流動負債	4,943,427
現金及び預金	7,238,708	支払手形及び買掛金	459,394
受取手形及び売掛金	2,586,194	リース債務	14,212
有価証券	500,000	未払金及び未払費用	397,920
仕掛品	82,666	未払法人税等	404,668
原材料及び貯蔵品	49,336	前受収益	2,278,978
前払費用	541,037	賞与引当金	776,735
その他	53,313	役員賞与引当金	140,213
貸倒引当金	△3,425	受注損失引当金	74
固定資産	2,909,135	その他	471,227
有形固定資産	407,299	固定負債	226,331
建物	352,082	リース債務	30,752
減価償却累計額	△120,833	資産除去債務	195,579
車両運搬具	843		
減価償却累計額	△574	負債合計	5,169,758
工具、器具及び備品	637,957	(純資産の部)	
減価償却累計額	△462,175	株主資本	8,728,774
無形固定資産	608,458	資本金	311,568
ソフトウェア	607,818	資本剰余金	248,368
その他	639	利益剰余金	8,169,386
投資その他の資産	1,893,377	自己株式	△549
投資有価証券	491,381	その他の包括利益累計額	58,433
関係会社株式	267,890	その他有価証券評価差額金	58,114
長期前払費用	12,101	繰延ヘッジ損益	27
敷金及び保証金	614,316	為替換算調整勘定	291
繰延税金資産	382,214		
その他	125,473	純資産合計	8,787,207
資産合計	13,956,966	負債純資産合計	13,956,966

連 結 損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,236,129
売 上 原 価		8,572,079
売 上 総 利 益		7,664,050
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,867,964
営 業 利 益		2,796,085
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	340	
受 取 配 当 金	7,346	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	3,042	
為 替 差 益	6,251	
助 成 金 収 入	7,334	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,185	
そ の 他	1,519	28,019
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,001	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	8,732	
支 払 手 数 料	5,657	
株 式 交 付 費	424	
そ の 他	72	15,889
経 常 利 益		2,808,216
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	641	641
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,808,858
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	947,797	
法 人 税 等 調 整 額	△27,916	919,881
当 期 純 利 益		1,888,976
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,888,976

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	303,271	240,071	6,618,666	△476	7,161,533
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	8,297	8,297			16,594
剰 余 金 の 配 当			△338,256		△338,256
親会社株主に帰属する当期純利益			1,888,976		1,888,976
自己株式の取得				△73	△73
持分法の適用範囲の変動					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	8,297	8,297	1,550,720	△73	1,567,241
当 期 末 残 高	311,568	248,368	8,169,386	△549	8,728,774

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	35,859	6	△3,065	32,800	7,194,333
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					16,594
剰 余 金 の 配 当					△338,256
親会社株主に帰属する当期純利益					1,888,976
自己株式の取得					△73
持分法の適用範囲の変動			216	216	216
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22,255	21	3,140	25,416	25,416
当 期 変 動 額 合 計	22,255	21	3,356	25,633	1,592,874
当 期 末 残 高	58,114	27	291	58,433	8,787,207

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,481,169	流動負債	2,608,466
現金及び預金	4,488,881	未払金	112,243
売掛金	79,170	未払費用	73,957
有価証券	500,000	未払法人税等	149,711
貯蔵品	6,223	預り金	90,111
前払費用	70,432	リース債務	3,461
立替金	568,319	賞与引当金	43,002
未収入金	753,203	役員賞与引当金	66,977
その他	14,939	関係会社預り金	2,069,000
固定資産	2,418,342	固定負債	71,481
有形固定資産	134,068	リース債務	8,845
建物	115,677	資産除去債務	62,635
減価償却累計額	△55,539	負債合計	2,679,947
工具、器具及び備品	280,182	(純資産の部)	
減価償却累計額	△206,251	株主資本	6,161,423
無形固定資産	274,544	資本金	311,568
商標権	44	資本剰余金	248,368
ソフトウェア	273,904	資本準備金	248,368
その他	595	利益剰余金	5,602,035
投資その他の資産	2,009,730	利益準備金	374
投資有価証券	456,419	その他利益剰余金	5,601,661
関係会社株式	1,320,145	繰越利益剰余金	5,601,661
長期前払費用	3,083	自己株式	△549
敷金及び保証金	139,267	評価・換算差額等	58,141
保険積立金	50,591	その他有価証券評価差額金	58,114
繰延税金資産	9,916	繰延ヘッジ損益	27
その他	30,306	純資産合計	6,219,564
資産合計	8,899,512	負債純資産合計	8,899,512

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	851,616	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	1,810,267	2,661,884
営 業 費 用		1,326,077
営 業 利 益		1,335,806
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	894	
受 取 配 当 金	7,346	
為 替 差 益	6,612	
助 成 金 収 入	2,370	
そ の 他	1,197	18,421
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22	
支 払 手 数 料	5,657	
株 式 交 付 費	424	6,104
経 常 利 益		1,348,123
税 引 前 当 期 純 利 益		1,348,123
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△131,093	
法 人 税 等 調 整 額	14,972	△116,120
当 期 純 利 益		1,464,244

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	303,271	240,071	240,071	374	4,475,673	4,476,047
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	8,297	8,297	8,297			
剰 余 金 の 配 当					△338,256	△338,256
当 期 純 利 益					1,464,244	1,464,244
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	8,297	8,297	8,297	—	1,125,987	1,125,987
当 期 末 残 高	311,568	248,368	248,368	374	5,601,661	5,602,035

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△476	5,018,914	35,859	6	35,865	5,054,779
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		16,594				16,594
剰 余 金 の 配 当		△338,256				△338,256
当 期 純 利 益		1,464,244				1,464,244
自 己 株 式 の 取 得	△73	△73				△73
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			22,255	21	22,276	22,276
当 期 変 動 額 合 計	△73	1,142,508	22,255	21	22,276	1,164,785
当 期 末 残 高	△549	6,161,423	58,114	27	58,141	6,219,564

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月27日

株式会社アバント

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	香川 順	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川 譲二	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アバントの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アバント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月27日

株式会社アバント

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 香川 順 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古川 譲 二 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アバントの2020年7月1日から2021年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月31日

株式会社アバント 監査役会
常勤監査役 野城 剛 ㊟
社外監査役 鈴木 邦男 ㊟
社外監査役 小林 正憲 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階 経団連ホール

交通 地下鉄 | 大手町駅 (千代田線・丸の内線・半蔵門線・東西線・都営三田線) | C2b出口直結
駐車場 | 地下2階共用駐車場あり (30分毎300円)



当社はグリーン電力証書システムを通じて年間150万kWhの自然エネルギーの普及に貢献しています。